

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）の変更（５級から２級への変更）を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）１５条４項の規定に基づいて、請求人に対して令和２年１２月１５日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の視覚障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第５号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を５級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを２級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分を取り消し、障害等級を２級に変更することを求めている。

診断書では身体障害者手帳２級相当となっているので、５級の取消しを求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の

規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年9月24日	諮問
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）
令和3年12月21日	審議（第62回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行令8条は、法15条4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならないとしている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級まで（ただし、視野障害については2級から5級まで）の障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げ

るものに該当するか否かについて並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 視覚障害の障害等級

等級表は、視覚障害の障害等級について、以下のとおり定めている。

級 別	視 覚 障 害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったも

	のをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの

	5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

そして、等級表解説は、視覚障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

(2) 請求人の障害等級

本件診断書の「障害名」には「両眼視野障害」（別紙1・I・①）、「原因となった疾病・外傷名」には「左蝶形骨縁骨髄腫術後」（同・②）と記載されている。

本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視野」の欄（別紙1・II・2）の記載によれば、「周辺視野の評価（I／4）両眼の視野が中心10度以内」の所見において、8方向の周辺視野確度の総和が左は0度だが、右は「81度」と80度を超えるものと認められる。

「参考となる経過・現症」に「左蝶形骨縁骨髄膜腫のために、2019年8月に脳神経外科で手術。その後左眼 光覚消失、右眼 耳側半盲となった。」とあり、「視覚障害の状況及び所見」の「周辺視野の評価（I／4）両眼による視野が2分の1以上欠損」については「はい」とあり、本件診断書に添付された視野図によれば、右眼は左側の半分の視野のみが残存していることが認められる。

そして、処分庁が本件医師に対して請求人の障害等級について、「視野5級」の認定が相当と思われる旨の意見を添えて照会したところ、本件医師からは、それに同意する旨の回答がなされ、追加の意見はなかったことが認められる。

そうすると、等級表及び等級表解説に照らしてみると、請求人の視野障害は、周辺視野角度の総和が右眼で80度を超えて

おり、これは障害等級 2 級から 4 級までには該当せず、両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けていることから、「両眼の視野 2 分の 1 以上欠損」として障害等級 5 級と認定するのが相当である。

(3) 総括

以上のとおり、本件障害の障害等級を 5 級とした処分（本件処分）に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級を 2 級に変更することを求めている。

しかし、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、本件医師に照会したところ、「視野 5 級」との処分庁の見解に同意する旨の回答を得て、本件処分を行ったものと認められ、そして、本件障害の等級は、上記 2 のとおり、5 級と認定するのが相当であるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2（略）